

資料 1. 被災ミュージアム再興事業の概要

文化庁文化財部美術学芸課

文化庁では、平成 24 年度から、東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする「被災ミュージアム再興事業」を実施している。これは平成 23 年度、24 年度に実施された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」（平成 23 年 3 月 30 日 文化庁次長決定）により救出された被災文化財等のその後の措置等にも多く供された。平成 25 年度についても、これらの文化財等の本格的な修理を行い、所有者への返還につなげていく予定である。ここでは、東日本大震災により被災した文化財に係る文化庁事業のうち、特に博物館資料との関わりが深い「被災ミュージアム再興事業」の概要を紹介する。

1. 趣旨・目的

東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

2. 補助事業者

補助事業者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

- (1) 被災した博物館資料を修理するための事業
- (2) 修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- (3) 応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- (4) 博物館の復興に向けた事業
- (5) 被災した博物館の資料を活用した展覧会を開催する事業
- (6) その他、被災した博物館の復興に資する事業。

4. 補助対象事業における博物館

「補助対象事業」における博物館は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館若しくは同法第 29 条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 53 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の 50%とする。（残りの 50%にあたる経費は震災復興特別交付金にて措置）

参考）平成 24 年度 被災ミュージアム再興事業交付一覧

岩手県	121,106 千円
宮城県	162,393 千円
福島県	49,596 千円

資料 4. 警戒区域内からの資料の搬出作業マニュアル—測定・梱包作業まで—

警戒区域内からの資料の搬出作業マニュアル

—測定・梱包作業まで—

(2012 年 8 月 15 日版)

作成：国立文化財機構東京文化財研究所

福島県の被災文化財救援事業の実施にあたっては、警戒区域内での活動を行うこととなるが、作業にあたり受ける放射線量が厚生労働省の定める「特定放射線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成 24 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号）に定める基準に満たないことから、本活動は「特定線量下業務」には該当しない。しかしながら、東京文化財研究所としては、職員の安全確保の観点から、特定線量事業者と同様な措置をとることとしている。したがって、作業にあたっては、本マニュアルの内容を熟知の上、万全な準備をして対応されたい。

〔重要事項〕

- ① 本活動は、「公益を目的とした一時立ち入り」の考え方の下に行う活動である。
- ② 累積線量が 1 ミリシーベルト/年を超えた場合には、その作業に対して業務命令を発しない。
- ③ 漏水や崩れ等の損壊が生じている建物における作業については別途定める。
- ④ 放射性化学物質に汚染されているのは土壌であり、屋外では土が靴裏につかないよう、靴カバーを使用する。靴カバーは再使用しない。
- ⑤ 放射線対策のみならず、怪我に注意し、熱中症対策にも十分に準備する。
- ⑥ 現地では地震も続いており、不測の事態に備えて、ラジオを携帯し、ニュース等を流して、情報収集に常に注意を払うこと。
- ⑦ 室内の放射線量が、2.5 マイクロシーベルト毎時を超える場合、この事業は「特定線量下業務」となり、「公益目的の一時立ち入り」に該当しないため、作業を中止する。
- ⑧ 事前に報告されているとおり、0.2 マイクロシーベルト毎時の放射線量であれば、屋内での飲食は可とする。保護手袋（軍手・白木綿手袋）、簡易マスクでの作業を可とする。
- ⑨ 梱包資材やクーラーボックスなどの大きなものを除き、持ち込む持ち物（カメラや食べ物、飲み物など）は、床に堆積した土壌粉塵やカビに備えて、ビニール袋に入れる。

1. 集合場所から警戒区域内の健全な建物（作業場所）への到着まで

- 1) 移動の際には、常に市町村で発行される通行許可証及び申請書の写しを携行する。

2) 作業衣

- ・洗濯の容易な綿素材の長袖シャツ、長ズボン（裾はシングル：裾に埃等がたまらないようにするため）を着用。

3) 車両

- ・人と資料を分けて積載できるコンテナ車が望ましい。
- ・汚染地域を通る際には窓を閉めるなど外気の取り入れを最小限にする。車内のエアコンについては内気循環を選択する。

4) 立ち入り者及び搬出車両のスクリーニング

- ・スクリーニング会場は相双保険福祉事務所又はJヴィレッジの2か所。

5) 警戒区域内での服装

- ・警戒区域に入る際に、タイベクス（1枚着用）・ラテックス製手袋（館内にカビが生えているとの情報があれば2枚）・マスク（鼻と口を覆うこと）・靴カバー（館内にカビが生えているとの情報があれば2枚）を着用。

ガラスバッジおよびポケット線量計等は、タイベクス内部に装着すること。

また、不測の事態に備えて、多めに上記の防護資材を車内座席近くに積んでおく。

2. 作業場所に到着してから入館まで

- 1) 降車前に、シンチレーションサーバイメータを用いて車両内の空間線量率を測定・記録する。車両ドア・窓等は、車内汚染を防止するため、開放したままにしない。

- 2) 屋内の空間線量を測定するグループと、荷下ろし・発電機設置作業を行うグループに分かれる。各グループにポケット線量計が均等に行き渡り記録が残せるよう、グループ分けに配慮する。

3) 屋内の空間線量を測定するグループ

- ① 靴カバー・タイベクス等を脱着する場所に敷くビニールシート（計2枚）および梱包資材を置く場所の屋内に敷くビニールシート（計2枚）と測定器材（シンチレーションサーバイメータ）、ライト、記録用紙を持ち、館内に入る。
- ② 屋内に入る際には、タイベクスを脱着する場所に敷くビニールシートを床面に貼る。館内に汚染された土を持ち込まないよう、タイベクス等を脱ぐ。
タイベクスは上から順に脱ぎ、タイベクスズボンの内側から手をかけて靴カバーに触らないように靴カバーを脱ぐ。靴カバー裏の泥を手袋等につけないように、靴カバーをタ

イベクスに丸め入れる。最後に手袋を脱ぎ、汚染ゴミとして引き渡すゴミ袋のなかにまとめ入れる。

梱包資材の設置準備として、もう 1 枚ビニールシートを入口近傍に広げておく。

- ③ 館内でカビなどが生えているとの情報がある場合には、入口で靴カバーを 1 枚外し、手袋とともに汚染ゴミ用ゴミ袋に入れる。資料のある空間に隣接する場所までタイベクスを着たまま移動し、移動し、資料に隣接する空間でもう 1 枚のビニールシートを広げ、靴カバー、タイベクス・ラテックス製手袋・マスクを脱ぐ。
- ④ 以後の作業は、作業衣・軍手や木綿手袋・簡易マスクで行う。館内全体にカビが生えているおそれがあるときは、簡易マスクを防塵マスクに替え、靴カバーを履く。
- ⑤ 館内の線量の低い場所をシンチレーションサーベイメータで計測記録しつつ探し、計測場所・梱包場所、資材置き場、梱包済み資料置き場を決める。
- ⑥ 計測→梱包の流れがスムーズにいくように、計測場所、計測後の資料置き場、梱包場所、梱包資材置き場、梱包後の資料置き場を作る。
かがんでの作業は長時間できないので、できる限り、机・いす等を借りる（ウェットティッシュで拭き、ビニールシートをかける。

4) 荷下ろし・発電機設置作業を行うグループ

- ① 梱包等に必要な資材を屋内に広げたビニールシート上に搬入する。資材は土壌による汚染を避けるため外の地面に下ろさず、できる限りすみやかに館内に搬入し、極力外部空間での汚染を防ぎ、作業者の被爆を下げる。
- ② 資材搬入後は、3) と同様な手順で、順番に靴カバーを抜いで、資料のある空間に入る。

5) 発電機本体は外に置く。ケーブル等の配線によって生じる隙間は、目貼りなどを行い、できる限り隙間が少なくなるよう工夫する。

・照明設備を設置するため、館内を歩く際には、3) と同様な手順で、順番に靴カバーを抜いで、ケーブルを延伸する。

6) 脱いだタイベクス・手袋等は、汚染ゴミ用ゴミ袋にまとめて入れておき、最終的には、**相双保険福祉事務所にて廃棄する**。汚染ゴミと、食品関係のゴミはしっかり分ける。食品関係のゴミは持ち帰りとなる。

3. 屋内の空間線量の確認

- ① シンチレーションサーベイメータは、屋内に入ってから電源を入れる。
- ② 高さ 1m の位置で、5 点（四隅と中央）、各室の空間線量率を測定・記録する。時定数を 10 秒とし、30 秒後、60 秒後、90 秒後の値を読み取り記録する。キッチンタイマーを

利用して、30 秒ごとに音が鳴るようにセットすると、便利である。

- ③ 単位が $\mu\text{Sv/h}$ となっていることを確認する（赤く点灯、赤○と右矢印部分を確認）。フルスケールが 1（左隅上部、赤く点灯）となっていない場合には変更して使用する（▲▼ボタンを押すとフルスケールが変る、左矢印部分）。
- ④ 電池寿命が短くなるので、音は出さない。
- ⑤ 結果を人員管理簿に記入する。

〔測定方法については詳細資料も合わせて参照〕

4. 資料梱包・積み出し準備まで

「資料の線量測定・記録・明示→梱包」を一連の作業としておこなう。

梱包作業 1 人、梱包作業補助 1 人、梱包箱・資材の加工に 1 人、写真記録・資料管理番号の箱への記入・持ち出し管理簿の記入に 1 人、計測 1～2 人を充てる。

- イ 蓋を閉める際には、二人以上で、
- ロ 資料の数と資料ラベルの数、
- ハ 箱への資料管理番号の記載、
- ニ 持ち出し管理簿への記載、
- ホ 黄色テープの場合貼ってあるか、を確認

計測だけ次々と進むとバランスが悪いので、計測器は 1 台しか使わない方がよい

1) 建物内において、その計器のバックグラウンド値を知る必要があるため、計測する部屋で、空間のバックグラウンドを GM サーベイメータで測定する。

- ① GM サーベイメータは、屋内に入ってから電源を入れる。
- ② 床からの高さ 1m あたりの場所で、資料から 1m 以上離れた場所でおこなう。
- ③ 時定数（窓の中の左側の数値）を 10 秒とし、30 秒後、60 秒後、90 秒後の数値を記録する。キッチンタイマーを利用すると良い。
- ④ フルスケールが 1000（赤く点灯）となっていることを確認する。
- ⑤ 使用した GM サーベイメータの機材番号（「大熊 GM 1」等）、計測結果を人員管理簿の裏に記録する。

2) 空間のバックグラウンドの値が低く、かつ計測及び梱包に適した空間（部屋）に資料を集める。

3) 資料の線量測定には、GM サーベイメータを用いて資料の放射線汚染密度を測定する。

- ① 資料の放射線量の高そうな場所（塵埃の体積しやすい場所など）で測定する。

- ② 時定数を 10 秒のまま、資料にできる限り近づけて、資料の放射線量を測定する。30 秒後、60 秒後、90 秒後の数値を記録する。
- ③ 使用した GM サーベイメータの機材番号（「大熊 GM 1」等）をラベル上部に記録する。
- ④ 測定結果は資料ラベルに記入する。
- ⑤ 一点ごとに計測、記録、梱包を行う。

【注意事項】

- ・梱包されている資料のうち、薄葉紙で保護されている場合はほとんど線量が遮蔽されず、測定値に影響がないので、開梱しないでそのまま測定する。
- ・今回梱包された資料のうち、ダンボール箱に入っている場合は、資料表面から距離が遠くなり、測定値が不正確になるので、開梱してできる限り資料に近い場所で測定する。
- ・2011 年 3 月以前から収納箱に入っていた掛け軸や器物については、塵埃の堆積のある箱を開けることで資料の汚損が起こる可能性があり、また箱よりも箱の中身の方が清浄であると推定されることから、収納箱に大きな亀裂がある場合を除き、箱の外を測定し、資料の計測値と判断する。

4) ラベル及びリストへの記録

- ① 資料管理番号は、「測定日-101 番以降の番号」とする。
- ② 資料ラベルの枠外上部に GM サーベイメータの機材番号を記入する。
- ③ 資料ラベルの資料名は、既知の場合は正式な名称を、リストがなく不明な場合は区別可能な程度の大まかな名称（木彫、文書「〇〇」、経典、版本など）を記入する。
- ④ 3) で測定した GM サーベイメータの結果を記録する。測定された線量に基づき、次の 3 つに分類し、該当するものがあれば「黄色、赤」のシール等をラベルに貼る。白の場合は、ラベルのシール添付位置に○をつける。

白： 650cpm 以下、黄色： 650cpm～1300cpm、赤： 1300cpm 超

- ⑤ ラベルに線量を記録するとともに、**持ち出し資料管理簿**にも同様に記録する。持ち出し管理簿右上に、持ち出し場所「〇〇」と明記する

【注意事項】

今回の相馬への資料持ち出しについては、安全を最大限に鑑み、表面汚染限度 13000cpm の 1/10 (4Bq/cm²、GM サーベイメータで 1300cpm) を基準とし、**この数値を超える資料（「赤」資料）については、搬出ししない。該当する資料は梱包しないで、赤シールをつけたラベルを添えて、屋内に残す。**

- 5) 計測の終了したものから順に**梱包**する。

- ① 作成したラベルは、梱包した後で資料に添える（ひもで結わえる、薄葉紙の外に貼る

等)。

- ② 天箱あるいは段ボール箱の外側に資料管理番号をマジック等で明記する。
- ③ 梱包済のものを、梱包済み資料置き場に置く。可能であれば、入口に比較的近く、正常な場所を選ぶ。

- 6) 作業終了時に、再び、空間のバックグラウンドを GM サーベイメータおよびシンチレーションサーベイメータで測定・記録する。ポケット線量計の数値を記録する。

5. 帰路

- 1) 資料に隣接する空間に敷いてあるビニールシートの上で、新しいタイベクス・ラテックス製手袋 (2 枚)・防塵マスク・靴カバーを着用。汚染ゴミ用ゴミ袋は持ち帰り、相双保険福祉事務所にて廃棄の予定。食品関係ゴミは持ち帰る。

- 2) 入口近傍では、新たに装着する必要はなく、そのまま屋外に出る。

- 3) 乗車する際に、靴カバー・手袋 (1 枚) を脱ぐ。その後、車内でタイベクス、マスクを脱ぐかどうかは、外周・移動経路上の汚染量と車の遮蔽の程度により判断する。汚染ゴミ用ゴミ袋に入れる。脱いだものはゴミ袋にまとめておいて相双保険福祉事務所にて廃棄の予定。

- 4) 運転者・同乗者の被曝線量を把握するため、人の近傍の車内の空間線量率をシンチレーションサーベイメータで測定・記録する。時定数を 10 秒とし、30 秒後、60 秒後、90 秒後の数値を読み、記録する。

- 5) 立ち入り者及び搬出車両のスクリーニング

- ・スクリーニング会場は相双保険福祉事務所又は J ヴィレッジの 2 か所。
- ・スクリーニング会場の放射線量が高い場合もあるので、マスク装着を推奨する。
- ・車外に降り、汚染ゴミ用ゴミ袋を係員に渡す。
- ・スクリーニングは車内、車外、乗員の順に行われる。指示に従い (手のひら→手の甲→前面→背面→靴裏)、サーベイを受ける。

6. いわきあるいは福島に到着後

- 1) 手袋・簡易マスクを装着し、車内 (含む資料運搬スペース) の汚染がないか、GM サーベイメータで (時定数 3 秒)、針が大きく振れる場所がないかを探し (スクリーニング)、汚

染の有無を確認する。

- ・汚染が疑われる場合には、防塵マスク・手袋を装着し、床面を中心に HEPA フィルター付きコードレス掃除機で掃除する。(掃除機は紙パック式のほうが、ごみの処理が容易。)

2) 汚染がなければ空間線量率をシンチレーションサーベイメータで測定・記録する。時定数を 10 秒とし、30 秒後、60 秒後、90 秒後の数値を読み、記録する。

3) 解散する。すみやかに、洗顔・手洗い・うがいを入念に行う。

7. その他

1) 作業衣は、各人 2 枚支給する。警戒区域に入った後に洗濯して再使用しても問題ない。他の洗濯物と一緒に洗濯しないことを推奨する。

2) シンチレーションサーベイメータおよび GM サーベイメータのプロープは、汚染を避けるため、あらかじめラップ等で被覆して保護する。

3) ポケット線量計

- ・胸につける。
- ・東京から電源を ON とし、東京に戻るまで消さない。
- ・携帯電話の電波で狂うので、20 c m 程度離す。
- ・レスキュー事務局より記録をつけて持ち出し、帰京後すみやかに返却すること。

4) ガラスバッジ

- ・ガラスバッジは胸につける。
- ・レスキュー事務局より記録をつけて持ち出し、帰京後すみやかに返却すること。
- ・ガラスバッジは衝撃に弱いので、落とさないよう気を付ける。
- ・ガラスバッジは本事業中での個人被曝量を把握するために使用するもので、作業時のみでなく、本事業中はできる限り携行し、クリップで挟んで胸に付ける。
- ・就寝時には、枕元等に置く。入浴には持ち込まない。

5) 車体の表面汚染についても適宜測定し、必要な場合には洗車する。

6) 現地ではリーダーが人員管理簿をつける。帰京後、原本を研究支援推進部に、コピーをレスキュー本部に提出する。後者の記録を下に個人被曝量をレスキュー本部でまとめ、個人あてに通知する。研究支援推進部は同原本を 30 年間保管する。

7) 緊急なことが起こった場合、慌てずに県・市の担当者に相談して、対処すること。

8) 放射線健康診断：作業を始める前に受診する。

研究支援推進部が手配するので、該当者はすみやかに申し出る。

9) その他、体調管理に関する事項

- ・ 怪我をするおそれがあるので、軍手・手袋（木綿、ラテックス）をする
- ・ 怪我をしたら持ってきた水でキレイに洗い、救急ばんそうこうで止める（数回替える）
- ・ 通常の生活で、一日に必要な水の量は 3L であり、500mL ペットボトルを一人あたり 4～6 本準備する
- ・ 体力を使うので、昼食をしっかり取る。
- ・ トイレは我慢しない。持ってきた水で流せば使える可能性が高いので、トイレを我慢するために水を制限しないこと。（体内に蓄熱し、体力の消耗が激しくなる）
- ・ 30 分～1 時間ごとに休憩を取る
- ・ 焦らない

※※公益目的の一時立ち入りを行う前にすべきこと※※

1. 事業者は、従業員に対して作業前健康診断を受けさせる
2. 事業者は、従業員に対して作業場所の放射線汚染状況について、詳しい情報を提供する
3. 事業者は、従業員に対して、放射線に関する知識、当該屋内外作業場所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供したうえで、作業にあたるすべての従業員から当該屋内作業場所での勤務についての同意を書面で得る

※※「除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部長、基安発 0214 第 1 号、平成 24 年 2 月 14 日）における「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立ち入りを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項」、「公益目的の一時立ち入りにおける注意事項」を勘案して作成

資料 5. 救援委員会構成団体所属の専門家による福島県警戒区域内での作業実施について（説明）

平成 24 年 8 月 1 日

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会
構成団体各位

救援委員会委員長 亀井伸雄

救援委員会構成団体所属の専門家による
福島県警戒区域内での作業実施について（説明）

去る 7 月 20 日（金）に東京文化財研究所地下会議室で開催された第 5 回救援委員会全体会議において、標記の内容について出席者各位に対して事務局から説明を申し上げ、「救援委員会として福島県に設定された警戒区域内での文化財救出作業を行う」という趣旨について、ご理解を頂きました。ただし、これについては救援委員会の決議とはせず、各団体において検討し、個別に警戒区域への専門家派遣を行うかどうかのご判断をいただく、ということになりました。そのための資料として、以下の文章を作成いたしましたので、ご参照ください。

【昨年末に確認された救援委員会としての方針】

昨年 3 月 11 日の震災発生に伴う福島第 1 原子力発電所の事故により、警戒区域内への立ち入りが制限されています。このため、放射能の影響が及んでいると考えられる地域における救援活動については、11 月 7 日には救援委員会構成団体に所属する理化学専門家と専門家を派遣する立場のマネジメント担当者を対象に、実際に人を派遣する場合の“基準”について一定の方針を確認することを目的とした専門会議「文化財レスキューにおける放射能への対処について」を開催するなど、慎重に検討を重ねてきました。

救援委員会事務局としては、救援委員会構成団体の専門家に現場へ行っていただくことについて、

- 1) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に基づき労働者の放射線業務に関する管理区域や作業区域における線量の限度、被爆の限度などを定めた「電離放射線障害防止規則（電離則）」に拠った場合、任意団体としての救援委員会が派遣依頼を出す状況では、規則に定める定期的な健康診断等の責任を負えない、との立場から当面警戒区域内へは救援委員会活動として人員の派遣はできない。
- 2) また、区域外であっても作業範囲での線量計測を欠かさず行い、作業者の安全を確保しながら進める原則である。

という考えを固め、12 月 12 日の第 3 回救援委員会全体会議に報告し、了承を得ています。

これらの議論はもちろん福島県の方々に対しては大変に申し訳のないやりとりでありましたが、ご

理解をいただき、福島県としては警戒区域からの文化財の持ち出しについては県及び当該区域の町の公務員によって行うという方針を出されていたところでした。

【今回、警戒区域内立ち入りに至った経緯】

3 月 19 日に開催した第 4 回全体会議においても、本件については特に変更はありませんでしたが、福島県においては、平成 24 年度から開始される文化庁の新規助成事業「被災ミュージアム再興事業」への申請に向けての準備が行われていました。

福島県における事業の概要は、警戒区域内に所在する大熊町、富岡町、双葉町、楡葉町の 4 町を対象として、各町の歴史民俗資料館から所蔵の文化財を搬出し、相馬市所在の旧県立相馬女子高校は一時保管し、その後白河市所在の福岡県文化財センター白河館(まほろん)にプレハブの臨時収蔵施設を建設、同館を中心に展示公開を行って、長期避難生活を強いられている各町住民の絆としての役割を果たそうとするものです。

各町では、もともと資料館の文化財を安全な場所へ搬出したいという希望がありましたので、町単独による、あるいは県と町との合同による資料館への立ち入り調査が実施されるようになり、次第に資料館周辺と内部の放射線量の状況が分かってきました。それによると、資料館外部では 4 マイクロシーベルト(μ Sv/h)や 10 マイクロシーベルトという比較的高い空間線量を検知するものの、資料館内部では 0.2 マイクロシーベルトという低い線量であり、表面汚染測定器(GM サーベイメータ)で測定した文化財表面の放射性同位体による汚染密度は 100~200cpm という低い値を示している、ということでした。

先に救援委員会として固めた方針は、労働者の放射線業務に関する「電離放射線障害防止規則(電離則)」を根拠としたものでした。その後に規定された東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)」では、適用される業務を「除染等業務」と一定の線量を超える地域の「除染以外の業務(特定線量下業務)」と分けています。私たちの文化財レスキュー活動は、もちろん「除染以外の業務」に該当するのですが、そこで規定されている一定の線量は 2.5 マイクロシーベルトを超えるというものであり、報告された各町の資料館での救出活動は、この規定が言う「特定線量下業務」にも該当しないことが分かってきました。

各町においては、現在全ての住民が県内外に分散避難し、町役場も各地に臨時の庁舎を構えています。文化財を所管する教育委員会の担当者も、仮設住宅等の対応に逐われ、多忙な毎日を送っていますが、その中でも町内に残された文化財のことは常に気になっているところです。幸い、各町の資料館はいずれも堅牢な造りで、被ばく線量も極めて低い、安全な数値を示しています。他方、各町に住民が戻り、地域の生活が復興するにはまだ相当の年月を要するものと想定されています。このため、各町においてはいずれもなるべく早くに、時間のやり繰りをして歴史民俗資料館からの文化財救出を実施したいと切望しています。

もちろん、現場の放射線量が低いことは分かっているものの、まとまった量の文化財が搬出され、

旧相馬女子高校、さらには白河館(まほろん)へ移送され保管されるとなったとき、それらが搬入された地域の住民がどのような感情を持つのかということについては、十分な注意が必要であると考えられます。このため、各町資料館では文化財一点ごとの正確な線量計測が必要になります。作業現場は住民退去後 1 年以上の時間が経過し、館内空調が停止してカビの発生などが懸念され、資料の取り扱いにも注意が必要です。

救援委員会事務局としては、5 月以来福島県への出張を繰り返し実施し、県庁での情報交換、白河館(まほろん)及び旧相馬女子高校の視察、県立博物館での意見交換等を実施してきました。その結果、これらの作業内容を考慮したとき、現状の県内の人員だけでは搬出作業の実施は困難である、との結論に達しました。

そこで、上記放射線量の現状も勘案し、救援委員会による専門家派遣の可能性について考慮するに至りました。作業対象地域としては上記 4 町の他に浪江町役場に付属する書庫に保管される資料も含みます。この場所も周辺は 0.4 マイクロシーベルト、内部は 0.19 シーベルトである、とのことです。現在福島県が救援委員会に示しているレスキュー活動の対象地は以上 4 町の資料館と 1 町の役場書庫という町の公的施設であり、所有者が帰宅して立ち会うことが前提となる個人住宅は対象となっていない。この 5 町の作業は 2 日間の梱包作業と 2 日目午後の旧相馬女子高校への搬出を繰り返し実施することが基本になりますが、一度に資料館内の文化財全てを搬出することは困難であり、およそ 2 巡の出動が必要であると考えられます。

一方、前記被災ミュージアム再興事業の日程としては、11 月中には白河館(まほろん)でのプレハブ建設と旧相馬女子高校からの移送を予定しています。このため 8 月上旬から作業に着手し、途中お盆の休みを挟んで 8 月下旬に作業を再開、10 月までの間に各町の都合と人員の配置をやり繰りして進めて行く計画を立てました。そして、最初の第 1 週(8 月 1 日、2 日)に富岡町・大熊町、第 2 週(8 月 7 日、9 日)に双葉町での作業実施を決め、この 2 週については事務局担当が自ら人員を派遣することとし、東京文化財研究所・東京国立博物館それぞれ検討した結果、第 1 週東文研 5 名・東博 1 名、第 2 週東博 3 名の人員を充てることにしました。ただし、この段階では旧相馬女子高校の除湿器購入等の環境整備が間に合わず、相馬市への搬出は行わないことになりました。

8 月下旬に富岡・大熊・双葉の 3 町からの文化財搬出を皮切りに、以後再び警戒区域各町での作業を実施いたします。

この 8 月下旬以降の警戒区域内立ち入り作業、及び旧相馬女子高校での作業について、救援委員会構成各団体からの専門家派遣をお願いしたいと思います。

【警戒区域立ち入り作業実施のための確認事項】

救援委員会構成団体から警戒区域内へ専門家を派遣するにあたっては、前記のように搬出作業を行う現場の放射線量は極めて低いと認識されていますが、何と云ってもいまだに「警戒区域」とされている場所ですので、救援委員会としては以下の内容を確認事項としてお示しいたします。

1) **年齢と性別の制限**：作業実施の現場は放射線量が低いことが確認されていますが、通行す

る場所によっては若干高い場合もあります。今回の作業においては、派遣者の年齢の目安を 50 歳以上とします。この年齢条件において、性別の制限はしないこととします。

- 2) **派遣の決定**：各団体においては、個々の責任で派遣を決定してください。「除染電離則」が定める放射線量環境での作業ではありませんが、従業員の健康管理については、個々の責任で行ってください。
- 3) **事前の調整**：福島県教委・当該の町・救援委員会事務局によって打合せを行い、作業日程と作業内容を決めます。これに照らして、救援委員会事務局から各団体に専門家の派遣が可能かどうかの打診をします。
- 4) **派遣依頼**：派遣者が決まったところで、当該の町から各団体に対して派遣依頼の手続きを行います。救援委員会からの派遣依頼手続きはしません。
- 5) **作業者の登録**：警戒区域への立ち入りは、人員の登録が必要です。登録は作業を当該の町が一括して行います。なお、作業日まで 1 週間を切った時点での登録はできません。
- 6) **旅費の負担**：旅費については、①可能であれば各団体の経費での負担をご検討ください。②それが困難な場合は、(福島県警戒区域への派遣に限って)文化財保護・芸術研究助成財団からの助成金を使用して救援委員会から支出します。
- 7) **作業マニュアルの徹底**：東京文化財研究所保存修復科学センターを中心にまとめた作業マニュアルを携帯し、それに従って作業を行っていただきます。
- 8) **作業計画の実施**：福島県教委・当該の町・救援委員会事務局の調整によって作成した作業計画に基づき、作業をしていただきます。
- 9) **放射線量測定の徹底**：作業実施にあたっては、作業場所及び搬出する文化財の放射線量測定と記録を徹底します。また、救援委員会構成団体から派遣される専門家には、救援委員会からガラスバッジ(個人被爆モニタ用の線量計)を貸与します。
- 10) **作業の期間**：1 週間を単位として、原則 1 町について毎回 2 日間の作業を行います。8 月下旬以降は、梱包作業から搬出作業までを一度に実施します。予定では 10 月途中まで継続的に作業を実施します。
- 11) **宿泊地と作業の経路**：警戒区域への立ち入りは、北側の相双保険福祉事務所又は南側の J ヴィレッジの 2 カ所に限定されています。現在、旧相馬女子高校が所在する相馬市での宿泊場所確保が困難なため、J ヴィレッジに近接するいわき市に宿を取り、各町へ通い、最終日(2 日目)の午後に北側から出て旧相馬女子高校に文化財を運び込みます。

【旧相馬女子高校での整理作業】

警戒区域から搬出した文化財は、まず相馬市の旧相馬女子高校で保管されます。ここでの作業は以下の内容になります。

- 1) 福島県文化財センター白河館(まほろん)へ移動するまでの一時保管。
- 2) 文化財の整理とリスト作成。
- 3) 放射線量の測定(放射線量が基準内であることの確認)。

4) カビが発生している資料についてはクリーニング作業を実施。

救出活動を予定している各町資料館は内部の電源が切れており、現場でカビの発生状態を詳細に調べながら搬出することは困難です。このため、旧相馬女子高校へ運び込んだ文化財を観察し、クリーニング作業を行います。場合によっては燻蒸作業を実施します

以上の旧相馬女子高校での作業実施にあたっては、県教委・各町・救援委員会事務局が相談して日程と作業内容を決め、作業人員の確保に努めます。この旧相馬女子高校の作業からは、被災ミュージアム再興事業によって行われますので、救援委員会構成団体からの専門家派遣を必要とした場合には、県教委から派遣依頼が発行され、旅費は県教委が負担します。放射線量としては問題のない地域への派遣です。

ただし、相馬市での宿泊場所の確保が困難であるため、作業者は毎日福島市から車で現地へ通うことになる想定されています。

以上

資料 7. 放射線計測器の使用方法（当日持ち出し用）

個人線量管理用 放射線計測器

1. ガラスバッジ

特定の個人専用で使うものです。その人が 1 ヶ月あたりに被爆した量を、測定会社に返却して数値を読み出してもらいます。第三者機関による測定のため、もっとも信頼性が高いとされています。



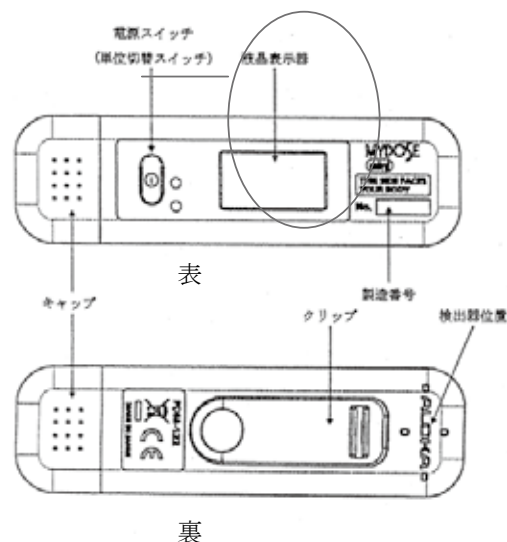
東京のレスキュー事務局で受け取り、帰京したらすみやかにレスキュー事務局に戻してください。
必ず胸につけてください。できれば、携帯電話のそばには置かないでください。

2. ポケット線量計

全部で 4 台あります。屋外と屋内に作業が分かれる場合には、各グループに行き渡るように配分に気をつけてください。1 作業場所については、できる限り、同じ人がつけてください。

今回は、東京を出るときに電源を入れ、積算値を管理簿に記録する方式とします。東京のレスキュー事務局で受け取り、帰京したらすみやかにレスキュー事務局に戻してください。

胸につけます。携帯電話の発する電波に敏感に反応するので、必ず携帯電話から 20cm を目安に離してお使いください。



資料の放射性化学物質汚染量測定用 放射線測定器 —GM サーベイメーター

資料や車両、作業衣の表面汚染を調べる機器です。
屋内に入ってから電源を入れてください。

①空間のバックグラウンドを測定する
床からの高さ 1m
資料から 1m 以上離れた場所で
時定数 10 秒
ストップウォッチまたは時計を用いて、
30 秒後、60 秒後、90 秒後の測定値を記録

②資料の放射線量の高そうな場所（塵埃の体積しやすい場所など）で測定・記録
時定数 10 秒
資料にできる限り近づける
30 秒後、60 秒後、90 秒後の数値を記録

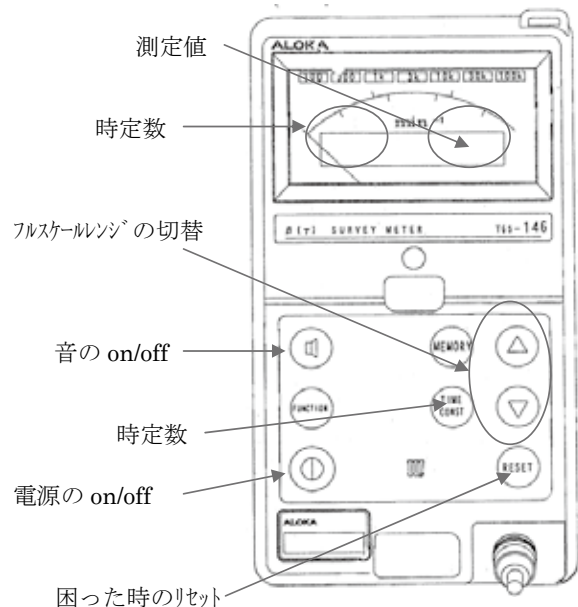
- ・薄葉紙で保護した状態での測定 可
- ・今回梱包された資料のうち、ダンボール箱に入っている場合は、開梱して測定。
- ・2011 年 3 月以前から収納箱に入っている資料は収納箱の外側を測定。

③ラベルに線量を記録
「白、黄色、赤」のテープをラベルに貼る。
白： 650cpm 以下
黄色： 650cpm～1300cpm
赤： 1300cpm 超

④梱包、ラベルを梱包の外に見えるように

⑤ ②→③→④ を繰り返す

⑥全作業終了後、空間のバックグラウンドを測定する



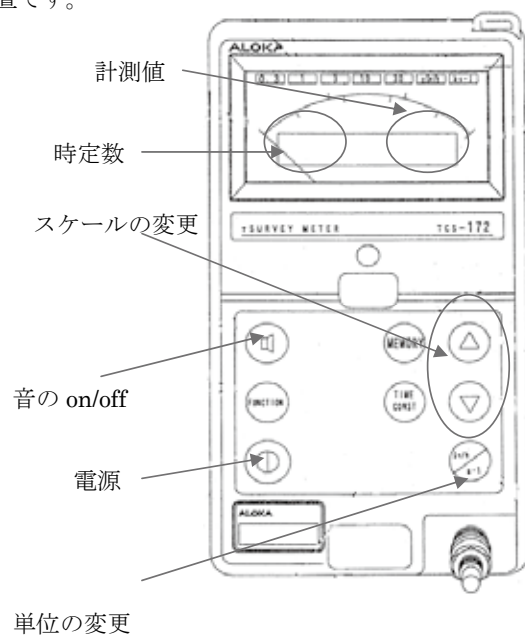
人への影響を知るための空間線量率測定—シンチレーションサーベイメータ—

人の健康影響を把握するために空間線量を測定する装置です。
屋内に入ってから電源を入れてください。

各室で計測
高さ 1m の位置
5 点（四隅と中央）
時定数 10 秒
ストップウォッチまたは時計を用いて、
30 秒後、60 秒後、90 秒後の値を測定・記録

- ・単位が $\mu\text{Sv/h}$ となっていることを確認する
- ・電池寿命が短くなるので、音は出さない

作業前と作業終了時に計測



プローブは衝撃に弱いので、ぶつけないこと。

シンチレーションサーベイメータ

資料 8. 人員管理簿

人員管理簿

記入者						
作業日	20 年 月 日					
作業場所	大熊 富岡 双葉__収 双葉__資 浪江					
集合場所 到着時						
時刻	氏名	ポケット線量計 数値	場所	空間線量 (μ Sv/h)		
				30秒後	60秒後	90秒後
：	A		車内			
：	B					
：	C					
：	D					
作業場所 到着時						
時刻	氏名	ポケット線量計 数値	場所	空間線量 (μ Sv/h)		
				30秒後	60秒後	90秒後
：			車内			
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
作業場所 退出時						
時刻	氏名	ポケット線量計 数値	場所	空間線量 (μ Sv/h)		
				30秒後	60秒後	90秒後
：						
：						
：						
：			車内			
解散時						
時刻	氏名	ポケット線量計 数値	場所	空間線量 (μ Sv/h)		
				30秒後	60秒後	90秒後
：			車内			
：						
：						
：						

巻末資料その2

資料 9. 持ち出し資料添付カード

色わけシール
貼付位置

GMサーベイメーターの機体番号				大熊	7	9	10	11	12
-----------------	--	--	--	----	---	---	----	----	----

資料管理番号			
資 料 名			
資料登録番号			
保管場所	大熊	富岡	双葉__収 双葉__資 浪江
梱包年月日	20	年	月 日
持出時線量(単位cpm)	30秒後	60秒後	90秒後
資 料			
収 納 箱			
梱包の外			
保管履歴			
施設名	自(年 月 日)	至(年 月 日)	備考

資料 10. 持ち出し時線量記録簿

持ち出し時線量(cpm)

※資料管理番号は
101から

GMサーベイメータ 機体番号	日付	空間cpm			
			30秒後	60秒後	90秒後
大熊 7 9 10 11 12		作業開始時			
		作業終了時			

[illegible]